

4月から 市の組織が変わります

子育て世代を応援します

新 福祉部に「子育て支援課」を新設します。

家庭福祉課（児童福祉全般）、市民課（児童手当）、国保年金課（乳幼児医療）、健康推進課（未熟児養育医療等）に分散している保育や子どもに関する手当・医療給付等をまとめて担当します。

・**保育係** 保育料、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等

・**手当医療係** 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、乳幼児医療、未熟児養育医療、ひとり親家庭等医療、母子家庭等自立支援給付金、遺児弔慰金等

新 民生部健康推進課に「子育て世代包括支援センター」を新設します。

妊娠から出産、育児まで妊産婦を継続的に支援するため、保健指導、支援プランの作成等を担当します。

危機管理体制を強化します

新 総務部総務課に「防災管理室」を新設します。

係の業務の一つとして行っている防災対策等を担当する「室」を配置し、危機管理体制を強化します。

その他の変更点

新 **福祉政策課**を新設し、家庭福祉課の障害福祉業務と保護福祉課の民生委員・児童委員、日本赤十字社、生活困窮者自立支援業務等を担当します（福祉政策課、子育て支援課の新設により家庭福祉課はなくなります。生活保護業務は引き続き保護福祉課が担当します）。

変 市民課の**斎場使用許可（埋火葬許可）業務**を環境対策課が担当します（金木・市浦総合支所は引き続き総合窓口係で行います）。

変 介護福祉課の**高齢福祉係業務**を地域包括支援センターが担当します。

変 **都市計画課に公共交通係**を配置し、地域公共交通の利便性と効率化を推進します（管理係を廃止します）。

変 教育委員会の**指導課が学校教育課**となり、転入学、就学援助も担当します。

組織の変更により市庁舎1階の窓口も一部変わります。来庁した際は、総合案内担当職員に用務先、ご用件をお伝えください。

また、新体制の内線番号は未定です。4月以降は、市役所代表電話（35-2111）にてお問い合わせ内容をお伝えください。担当におつなぎします。

浄化槽設置費用の補助金制度 新築工事・改築工事いずれも対象です

対象となる区域…公共下水道処理区域、特定環境保全公共下水道処理区域（相内地区）、農業集落排水処理区域（梅田地区・藻川地区・蒔田地域）・漁業集落排水処理区域（十三地区）を除く市内全域

補助対象の要件…自らが居住することを目的とした住宅に浄化槽を設置する方または浄化槽が新たに設置される住宅を建築・購入する方／市税等を滞納していない方／市に住民登録をしている方または住民登録を行う方

* 着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。

* 2020年3月10日(火)までに設置を完了し、同期日までに浄化槽設置完了報告書を提出する必要があります。

* 既に設置済みの合併処理浄化槽の更新・改築は補助対象外です。

* 店舗を含む住宅や一軒家の貸家の場合、別に要件があります。

* 浄化槽が新たに設置される住宅を購入する場合は、建築者が保管する補助対象であることを証する通知書が必要になります。

* 補助を受けた方は、浄化槽の使用開始後3年間に限り、浄化槽法第7条検査結果書および浄化槽法第11条検査結果書の写しを提出する必要があります。

補助の限度額…5人槽	35万2,000円
6～7人槽	44万1,000円
8～10人槽	58万8,000円

補助の基数…90基（予定）

受付期間…4月1日(月)～12月25日(水)

（土曜・日曜日、祝日を除く）

* 予算の範囲内で随時受付します。

* 申請に必要な書類は下水道課で配布します。

* 詳細は、市ホームページでも確認できます。

申請先…下水道課 内線2756

浄化槽を正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。

①定期的な保守点検／②年1回の清掃／③法定検査の受検（使用開始後および年1回）

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センター（TEL017-726-9500）が行います。また、浄化槽の使用開始時や廃止時、管理者の変更時などには、中南地域県民局環境管理部（TEL0172-31-1900）への届出等が必要です。